

(別紙)

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>目次 (略) 第1 (略) 第2 1～4 (略)</p> <p>5 有害物質を含む飼料等の製造等の禁止 ①製造、販売等の過程での事故等により有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はそれらの疑いがあるような飼料若しくは飼料添加物、又は②使用の経験が少ないためその物の特性が判明していない場合で安全性の見地から規制の必要がある飼料については、1から4までに述べたような制度により対処することは困難であるので、農林水産大臣は、これらの飼料の使用又はこれらの飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用に対して当該飼料の使用を禁止することができることとされている(法第23条)。本条の「有害畜産物」であるか否かは、有害畜産物の判断基準が人の健康をそこなうおそれがあるか否かにあることから、具体的には、食品衛生の基本法規である食品衛生法の規定に照らし個別に判断されるものである。この場合本条の規定を発動するか否かは、疫学的調査等科学的調査により、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が有害畜産物の生産の原因となって</p>	<p>目次 (略) 第1 (略) 第2 1～4 (略)</p> <p>5 有害物質を含む飼料等の製造等の禁止 ①製造、販売等の過程での事故等により有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はそれらの疑いがあるような飼料若しくは飼料添加物、又は②使用の経験が少ないためその物の特性が判明していない場合で安全性の見地から規制の必要がある飼料については、1から4までに述べたような制度により対処することは困難であるので、農林水産大臣は、これらの飼料の使用又はこれらの飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用に対して当該飼料の使用を禁止することができることとされている(法第23条)。本条の「有害畜産物」であるか否かは、有害畜産物の判断基準が人の健康をそこなうおそれがあるか否かにあることから、具体的には、食品衛生の基本法規である食品衛生法の規定に照らし個別に判断されるものである。この場合本条の規定を発動するか否かは、疫学的調査等科学的調査により、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が有害畜産物の生産の原因となって</p>

いと認められる場合を前提とすることは当然である。また、本条の「家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害される」とは、具体的には、かなり広範囲に商品価値を有しない畜産物が生産されている場合である。この場合、本条を発動するか否かは、その原因が飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用にあることが疫学的調査等科学的調査により明らかな場合を前提とすることは当然で、一般に飼料の切り換え等に伴う家畜等の生理上予想される（従って経営上も当然受忍すべき）一時的な乳量の低下等は、本条には該当しない。使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料（法第 23 条第 3 号）とは、いわゆる新飼料である。この場合、使用の経験が少ないか否かは、①わが国における使用の経験の多少により行われるものであり、外国における事情は参考に過ぎず、また、②使用の経験の有無多少は、使用地域の広がり、使用の実績等から判断するものである。なお、既に流通しているものであっても、販売が開始されてからの期間が短い場合又は販売量の少ないものは対象とされ得ることとなる。また、このいわゆる新飼料を使用し、畜産農家等の段階でフィールド試験を行う場合には、その新飼料又はその容器若しくは包装に「試験研究用」という文字を記載し、かつ、その新飼料の使用に係る畜産物は、原則として販売しないようにされたい。新飼料は天然物であるか化学物質であるか否かは問わないことはもちろん、飼料添加物以外の物質が含まれている場合には、これを包含する一体的な概念としてとらえるべきであることは当然である。以上のことと関連し、いわゆる新飼料の効果並びに安全性の評価及びこれに必要な試験項目等に関する基準及び手続については、「飼料の安全性評価基準及び評価手続の制定について」（平成 20 年 5 月 19 日付け 20 消安第 597 号消費・安全局長通知）が定められている。

いと認められる場合を前提とすることは当然である。また、本条の「家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害される」とは、具体的には、かなり広範囲に商品価値を有しない畜産物が生産されている場合である。この場合、本条を発動するか否かは、その原因が飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用にあることが疫学的調査等科学的調査により明らかな場合を前提とすることは当然で、一般に飼料の切り換え等に伴う家畜等の生理上予想される（従って経営上も当然受忍すべき）一時的な乳量の低下等は、本条には該当しない。使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料（法第 23 条第 3 号）とは、いわゆる新飼料である。この場合、使用の経験が少ないか否かは、①わが国における使用の経験の多少により行われるものであり、外国における事情は参考に過ぎず、また、②使用の経験の有無多少は、使用地域の広がり、使用の実績等から判断するものである。なお、既に流通しているものであっても、販売が開始されてからの期間が短い場合又は販売量の少ないものは対象とされ得ることとなる。また、このいわゆる新飼料を使用し、畜産農家等の段階でフィールド試験を行う場合には、その新飼料又はその容器若しくは包装に「試験研究用」という文字を記載し、かつ、その新飼料の使用に係る畜産物は、原則として販売しないようにされたい。新飼料は天然物であるか化学物質であるか否かは問わないことはもちろん、飼料添加物以外の物質が含まれている場合には、これを包含する一体的な概念としてとらえるべきであることは当然である。以上のことと関連し、いわゆる新飼料の効果並びに安全性の評価及びこれに必要な試験項目等に関する基準については、「飼料の安全性評価基準の制定について」（昭和 63 年 4 月 12 日付け 63 畜 B 第 617 号畜産局長通知）及び「養殖水産動物用飼料の安全性評価基準の制定について」（平成 3 年 2 月 13 日付け 2 畜 B 第 2103 号畜産局長、水産庁長官通知）が定められている。

第3～第5 (略)

別記様式第1～17号 (略)

第3～第5 (略)

別記様式第1～17号 (略)